

呉服却小童
御婚禮物
素野郎
信用組合
金七
山本富太郎



文書館の逸品展

西崎家文書

平成21年4月28日(火)～8月2日(日)

展示場所：徳島県立文書館 2階 展示室

開館時間：午前9時30分～午後5時

主 催：徳島県立文書館

《展示解説》文書館職員による展示資料の解説

5月17日(日)、6月6日(土)

午後1時30分～3時

徳島県立文書館 2階 講座室・展示室



文化の森総合公園 徳島県立文書館
<http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp>

〒770-8070 徳島市八万町向寺山 Tel:088-668-3700/Fax:088-668-7199

●休館日／毎週月曜日・毎月第3木曜日(月曜日が祝祭日の時はその翌日)

ごあいさつ

徳島県立文書館は県内各地の古文書や県の公文書、古い写真や映像資料を数多く収集し、誰もがいつでも閲覧していただけるよう整理・保存をいたしております。このような収集した資料の中から一家の古文書や絵図などに焦点をあて、それに記録されているものから村の政治や経済、生活などを明らかにする「文書館の逸品展」を昨年度から行っています。

今回は阿南市桑野町の西崎家が収集・保存していた古文書や絵図などの多彩なコレクション約 2,700 点余りの資料群から逸品をご紹介します。まず、那賀郡坂野村（小松島市坂野町）の組頭庄屋森（若槻）家の古文書や絵図を中心に、藩政下での村の年貢や神社をめぐる騒動、明治になって村の政治のあり方や暮らしが次第に変わっていく様子などを取り上げ、坂野村の人びとの思いや暮らしを明らかにします。さらに、明治・大正期に同郡桑野村（阿南市桑野町）の商店が頒布した宣伝用の引き札や戦中・戦後の紙芝居などからそれぞれの時代の世相や暮らしぶりをご紹介します。

江戸時代から明治・大正・昭和へそれぞれの時代を生きた人びとの思いや暮らしにふれることによって、現代の私たちの生活に通じるものを感じ取っていただければ幸いです。さらに、これらを明らかにすることができる古文書や公文書などの歴史資料を保存する意義や大切さを改めて考える機会にしたいと思います。

この展示の開催にあたり、西崎憲志氏をはじめ数多くの方々のご協力をいただきました。末尾ながらお礼申し上げます。

平成 21 年 4 月 28 日

徳島県立文書館 館長 計盛眞一朗

西崎家文書と坂野村森（若槻）家

西崎家文書は阿南市桑野町の西崎家が収集・保存していた史料群である。西崎家から徳島県立文書館に寄託され、整理の結果 2,712 点の史料が確認され、プライバシーにかかわるものなどを除いた 2,627 点を平成 18（2006）年度に公開している。

西崎家文書の大半は表具師を営んでいた先代当主が集積したもので、内容はきわめてバラエティーに富んでいるが、那賀郡坂野村（現小松島市）の組頭庄屋を務めた森（若槻）家の史料が中心となっている。

坂野の地名はすでに平城宮出土木簡や平安時代の「和名抄」にも見えている。那賀川下流北岸の沖積平野に位置しており、西に大林村があり、北には江戸時代に干拓された和田津新田や間（あい）新田がある。坂野村周辺は米作地帯で、寛文 4（1664）年の「郷村高辻帳」によれば村高は 2,208 石余で、そのうち 2,030 石余が田方となっている。

「阿波志」によれば寛政ころの戸口は 313 戸、1,407 人。幕末の状況を示している「旧高旧領取調帳」によれば幕末段階で村高 2,530 石余のうち 306 石余が蔵入地（藩の直轄地）、残りが藩士 37 名の知行地となっている。

西崎家文書や『坂野村史』（昭和 5 年刊行）によれば、森（若槻）家は先規奉公人の家筋で、同村の肝煎を務めていた森弥兵衛家の小家から明和年間に独立。安永 2（1773）年に藩の御用銀募集に応じて御銀主役（藩に金銀を貸した者）となり、同役勤中は苗字帯刀御免。天保 9（1838）年には藩への冥加金の献上及びこれまでの功績により小高取（民籍中最高の身分）となり、嘉永元（1848）年に若槻と改姓している。明和年間に坂野村の肝煎を務め、寛政の終わり（18 世紀末）ころから坂野組 13ヶ村を統括する組頭庄屋となっている。近代に入ってから明治 4（1871）年には那賀郡三番組の里長補に任ぜられ、大正 10（1921）年からは坂野村長に選ばれている。

森（若槻）家が江戸時代後半に組頭庄屋を務めていたことから、西崎家文書には比較的広範囲の村政史料が多数含まれており、那賀郡平野部の歴史を考察する上での一級史料となっている。

坂野八幡宮祭礼の騒動

○坂野八幡宮祭礼一件 ニシサ 00275

安政3（1856）年8月14日・15日、お盆の夏祭りでのこと、いつもは賑わう那賀郡坂野村坂野八幡宮の祭礼に異変が起こった。いつもはだんじりを牽き、鳴り物を鳴らしてやって来る和田島村の人々が来ない。祭りの賑わいはいつもの半分だ。坂野村の人々はその理由についてある程度察しがついていた。

5年前の嘉永5（1852）年、和田島村は村内に新しい八幡宮を勧請し、坂野八幡宮を氏神とすることをやめたいと訴えてきた。その理由は、そもそも和田島村の人々から見ると、坂野村南部にある坂野八幡宮は和田島村の中心部から直線距離で2キロ以上あり、遠いことにあった。坂野八幡宮は確かに地域で一番大きなお宮であり崇敬を集めていたが、和田島村の不満は大きくなってきていた。このとき郡代所による裁定があり、和田島村の氏神はこれまでどおり坂野八幡宮とし、毎年の祭事には必ず坂野八幡宮に坂野村と和田島村の両村民が集まって神事を行うようにと決められ、両村ともその指示に従うことになった。

その後、両村は、表面上平静だったが、ついに安政2（1855）年事件が起きてしまう。坂野村と和田島村の若者3人が酒を飲んで酔って口論となり、坂野村の若者に殴られたと和田島村の若者が訴えたのだ。このとき、和田島村の若者は殴られたと言い張ったが、喧嘩口論というほどではないということで内済となった。

祭りが始まる直前の8月7日、坂野村の村役人は和田島村の庄屋森家に話し合いに行く。しかし、翌8日に和田島村から、今年はだんじり・鳴り物は出さない。村人も参詣に行かないだろうという回答があった。坂野村の人々は14日・15日の和田島村の行動を事前に知っていたのである。しかし、和田島村の人々も一枚岩ではなかったようで、坂野八幡宮の祭礼に行った人は少なかった。

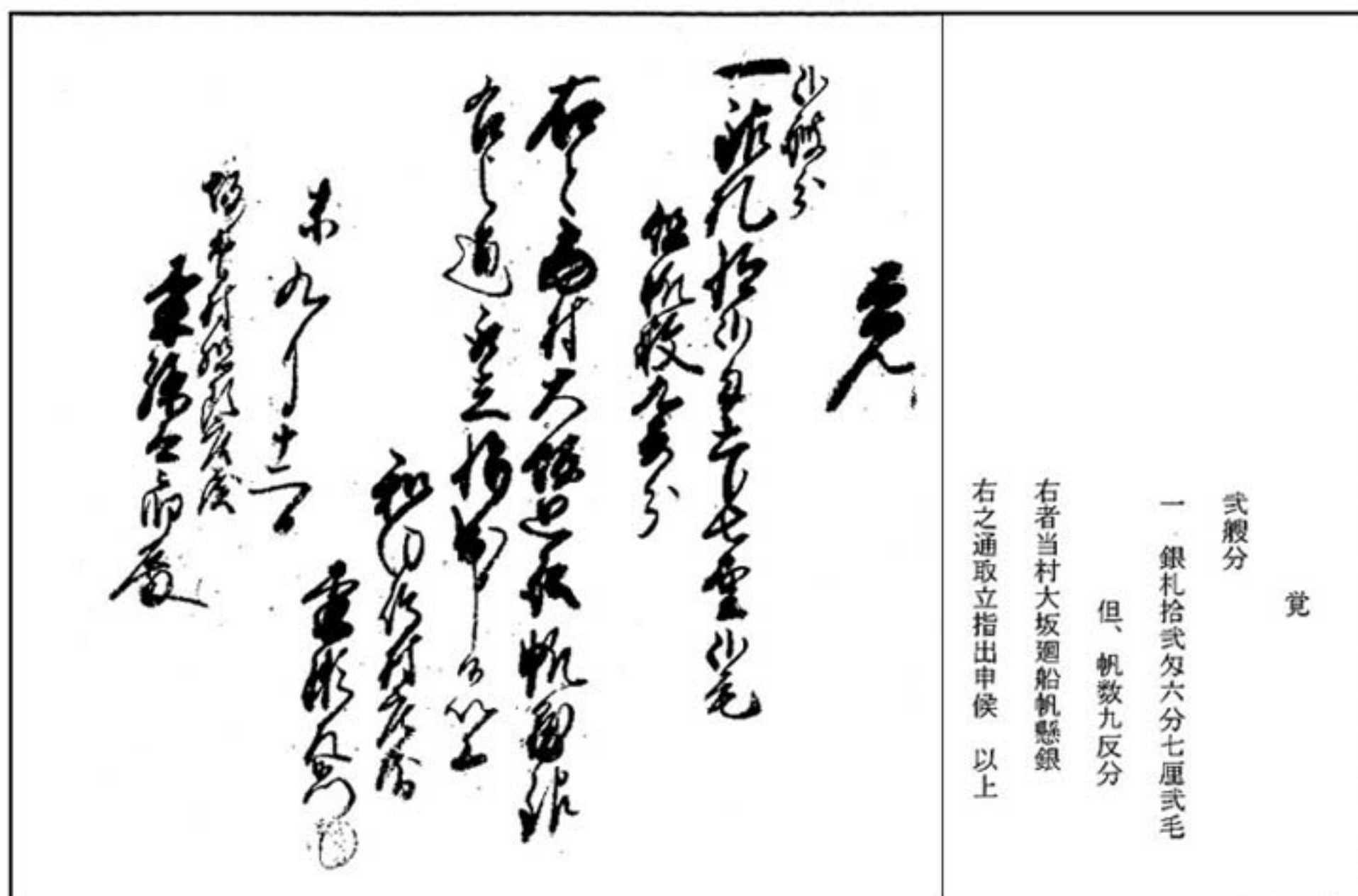
この騒動は、坂野村組頭庄屋助役若槻富太郎によって、郡代所に持ち込まれた。その結果、「八幡宮祭礼究書之事」という裁定が下された。この裁定でも、昔からのしきたりどおり、和田島・坂野両村そろって神事を行うことを決めている。また、だんじりの牽き練りを昼の正午から始め、祭りが夜に入ることがないように行うこと、お当屋の内から裁判人を2名決めだんじりの前後に置き監督させること、だんじりの間隔は十間（約18メートル）空けること、などが決められた。

村に住む人々にとって、毎年の祭りは最も大切に楽しみな行事のひとつである。若者などによる飲酒による喧嘩・口論は絶えなかったであろう。そこに、村どおしの思惑が絡むと思わぬ騒動を生むことになる。文書に残る裁定の結果は、これまでのしきたりを守って、警備を強化することで落ち着いた形になっているが、和田島村の人々による抵抗はこれで収まったとは思えない。

廻船の所持

坂野村の組村は、小松島湾の南岸、和田岬、紀伊水道に面した東岸と長い海岸線に接しており、対岸である大阪との交流は盛んであったと思われる。『坂野村史』の中でも、和田島村・豊浦浜の大坂廻船の実態や、和田島村・坂野村の所有する船数のわかる資料が掲載されている。西崎家文書にも、大坂廻船の実態を窺える資料が含まれていたもので紹介する。

○覚（大坂廻船帆懸銀指し出しの件） ニシサ 00789023



この文書は、和田島村の庄屋森瀬左衛門が大坂廻船にかかる帆懸銀という税を集めて、組頭庄屋の森孫太郎に渡したときに出した覚え書きである。前後の文書から文化8（1811）年と推定される。和田島村では、2艘の大坂廻船を持ち、2艘分9反の税、銀札12匁6分7厘2毛を納めている。5反以下の小さな船が実際に荷物を積み、紀伊水道を渡って行き来していたのである。

文化3（1806）年の豊浦浜の大坂廻船の報告書がある。この文書には、豊浦浜の道左衛門が、9反帆80石積みの船で大坂廻船を行っていた。さらに、文政3（1820）年の報告書には、今津浦は2艘の江戸廻船を持っていた。このように、坂野近辺の海沿いの村々の多くは、直接阿波国外と往復をする事が認められた船を持ち、運送業による生業が成り立っていた。

年貢詐欺事件

江戸時代の農民は領主から与えられた農地を耕し、その農地が蔵入地（藩の直轄地）の場合は藩の蔵へ、給地（藩士等の知行地）の場合は給人（給地を与えられた者）に年貢を納入する義務を負っていた。領主から村に課された年貢を個々の村人に割り当て、それを徴収・納入する作業は村役人の最も重要な務めであり、年貢の未納が起こった場合は、村全体（ことに村役人）の責任とされた。

○那賀郡三番組之内間新田当秋御年貢日御請書面奉指上帳 ニシサ 00402

この史料は明治4（1871）年10月に、那賀郡間新田（現小松島市）の農民が自分に割り当てられた年貢額を確認し、期日までに納入することを誓った請書である。提出先は阿波国南部の民政を担当していた南出張所（民政所）。奥書をしているのは里長補（江戸時代の組頭庄屋に相当）若槻新太郎以下那賀郡三番組の村役人たちである。時代は明治になっていても、年貢徴収システムは基本的江戸時代を踏襲していることがよくわかる。ところが、このような年貢納入システムにも驚くような落とし穴があったことを示すのが次の一件である。

○書附ヲ以奉願上覚 ニシサ 00153

万延元（1860）年7月、坂野村の嘉之助は同村の取立人（年貢徴収係）森英吉から、今年給人の津田叶に納めるべき年貢額の通知を受ける。米の収穫が終わったところに取立人の年貢受取証を持った使いの利之助がやってきたので彼に年貢米6斗を渡し、これで年貢納入は無事完了したと思っていたところ、翌年の春になって森英吉から驚天動地の知らせがもたらされた。「お前は年貢が未納になっている。利之助が持ってきたという年貢受取証はまったくの偽物である」というのである。嘉之助に追い討ちをかけたのが、英吉からの「未納分の年貢を払え」という要求であった。取立人としては当然の行為であったろうが、嘉之助は納得できなかったようである。

この史料は、「自分は年貢を二回も払えない。英吉と利之助を尋問して、そちらから年貢を取って欲しい」という嘉之助から津田の家来宛の訴状である。この一件がどのように落ち着いたかは不明であるが、年貢をめぐる興味深い事件といえる。

村の身居解放と郡付・村付の卒

明治2（1869）年6月、版籍奉還を許された徳島藩主蜂須賀茂韶は改めて明治政府から藩知事に任命され、他の旧藩主とともに「華族」身分となった。また、藩の家臣も「士族」と「卒」（手代・足軽など）に分け、それ以外の人々を「神官・僧侶」「平民」とした。明治3年9月には、政府は戸籍編成のために平民に苗字を認めた。徳島藩は明治4年1月に士籍簿・卒籍簿の作成を命じるいっぽうで、町村においても戸籍の作成を進めた。

明治3年12月、藩の民政掛は村々の多様な身居の解放（身分の廃止）を命じ、次のように身分の再編成を行った（クリモ 00078）。

① 小高取は「卒」に編入。② 小高取格・郡付浪人・一領一匹・小高取小家などは「郡付卒」とし、一家に夫役・帯刀御免。③ 御銀主・郷付浪人・先規奉公人や小高取格小家などは「村付卒」とし、本人・惣領に夫役・帯刀御免。

ところが、郡付卒は15貫文、村付卒は5貫文の軍役銭を毎年藩に上納する必要があった。西崎家文書には、那賀郡郡坂野村・和田島村の軍役銭上納をめぐる興味深い文書が残されている。

○申上覚（旧家来郡付卒・村付卒並平民ニ落候者取調一件） ニシサ 00252

坂野村に居住する給人家来（陪臣）12軒は郡付卒となるよう藩から申付けられ、12軒の対応を明治4（1871）年4月に里長補・臣川橘郎を通じて報告した文書である。① 5軒は軍役銭10貫文（15貫文ではない。理由は不明）上納し、郡付卒を受諾。② 3軒は生活困難なので軍役銭5貫文上納し、村付卒となるよう願出。③ 2軒は生活が極々困窮なので軍役銭上納ができず、平民となるよう願出。④ 2軒は病気や身体障害のため、現状では報告不能。

以上のような内容であり、生活難のために5軒が下の身分を選択したのであった。この年4月に政府は戸籍法を布告した。一君万民・四民平等を原則に、身分別ではなく住居地別の戸籍を採用し、政府が全国の民衆を一人残らず国民として把握することを目標とした。これが壬申戸籍である。

○申上覚（下格之者名面仕出し） ニシサ 00686

和田島村に居住する郡付卒・村付卒のなかで平民を希望する者の有無を、明治4年11月7日に坂野村里長補・若槻新太郎を通じて徳島県（11月15日には名東県と改称）へ報告した文書である。同年6月、和田島村の郡付卒16人・村付卒11人が登録されている。報告では、村付卒のうち4人が「困窮之手元ニて御座候得者、軍役銀難出来」として、平民になると願い出ている。

なお、士族・卒を区別する基準が各藩まちまちで、明治5年1月に政府は卒を廃止した。名東県では、郡付卒・村付卒は平民籍、卒は士族籍に編入した。

文書通達にみる明治初期の地方制度の変遷

明治初期は、幕藩体制が崩壊し近代国家の建設という大変革が進展していく激動の時代であった。藩政期の郡奉行・郡代・組頭・庄屋・一庄屋・肝煎・一五人与にいたる村方支配は、新しい時代にあわせた地方行政制度が試行錯誤を繰り返しながらめまぐるしく移り変わっていった。

○其村御年貢、他 ニシサ 00659001 ～ 042

○別紙之通御達ニ付、他 ニシサ 00763001 ～ 053

西崎家文書には那賀郡坂野村組頭・庄屋を勤めた森（若槻）家に保管されていたと思われる明治初期の村政に関する文書群が多数存在する。この間区長・戸長・副戸長・与頭・伍長など明治初期の新旧の役職名が入り乱れている。

ニシサ 00659 の文書群には年記載がないが、明治3（1870）年におかれ5年に廃止された「南民政掛」（659001, 10, 39）、「（吉田）大里長」（659034）・「（坂野村）里長」（659021）、明治4年におかれた「与頭」（旧庄屋・肝煎）（659022）などの役人名が散見され明治3～5年の「里長時代」のものと思われる。

ニシサ 00763 には明治5年11月に実施された「大小区制」に基づく役名「区務所」（763008, 763002）、「（湯浅）戸長」「副戸長」（7630022）、「（坂野村）伍長」「伍長惣代」（763001）などが散見され、役人名が複雑に変遷する明治5～12年の「大小区制時代」（10大区・71小区）のものと思われる。

内容は、年貢上納遅れの督促（659006）、浮浪取締の件（659007）、暴風雨被害状況取調帳面督促（659031）など藩政時代の郡代から庄屋・村役人へのお触れや通達と変わることがないが、大坂府徴兵御用に関する要請文書（659020）や地租改正にともなう通達文書も多数含まれており明治維新期の不安定な政情や混乱を伺わせるものも多く含まれている。

<地租改正に関するもの>

○地租改正（乙第九号件取調要請） ニシサ 00763028

○地租改正（至急上記件手配願） ニシサ 00763029

明治政府は、国家の財政的基礎を確立するために藩政期以来の年貢米を中心とした貢租をあらため、土地の私的所有権を認め、地券を発行し地価の3%を地租として金納する地租改正が明治6年から行われた。旧租税の水準を減じないことを前提としたため地租は高額で地租改正反対一揆が各地で頻発した。このため明治10年地租が2・5%に引き下げられた。西崎家文書の県から区長・戸長宛ての文書群には地租改正に関する通達が散見し、地租改正の徹底を図ろうとする行政の動きを垣間見ることができる。

村切帳面二取都、人別委布左書二仕、指出候様被 仰付
 奉畏候、右御家来并先規奉公人共当村二は無御座候、
 依而右之段、書付ヲ以申上候、以上
 未 (明治四年) 六月十三日 和田島村与頭
 森広太郎印
 若槻新太郎殿

ニシサ 00154

申上覚

稲田九郎兵衛家来住处・姓名并先規奉公人共
 村切帳面二取都、人別委布左書二仕、指出候様被 仰付
 奉畏候、右御家来并先規奉公人共当村二は無御座候、
 依而右之段、書付ヲ以申上候、以上

未 (明治四年) 六月十三日 和田島村与頭

森広太郎印

若槻新太郎殿

徳島藩の筆頭家老だった稲田家の家臣・先規奉公人に関する調査報告。
 前年の庚午事変によつて稲田家は北海道に移住している。

引札と教育紙芝居

○和洋薬品諸売薬（引札） ニシサ 01165

引札は現在の広告チラシであり、天和3（1683）年の三井越後屋の「現金安売掛値無し」が初期の代表例である。その後、宣伝文句も洗練され、多色刷りの絵入りのものも登場するなど宣伝媒体として広く普及していった。

西崎家文書の中にも明治・大正期に那賀郡桑野村（現阿南市）の商店が配った引札が残されている。薬品や化粧品、学校用品など扱っていた三生堂が明治38（1905）年7月に配ったものは、観艦式に臨む礼装の海軍軍人と貴婦人が多色刷りで描かれており、日本海海戦2ヵ月後という当時の雰囲気がしのばれる。版元の古島竹次郎は大阪の引札の黄金時代を作り上げた人物である。

○親心子心 ニシサ 01406

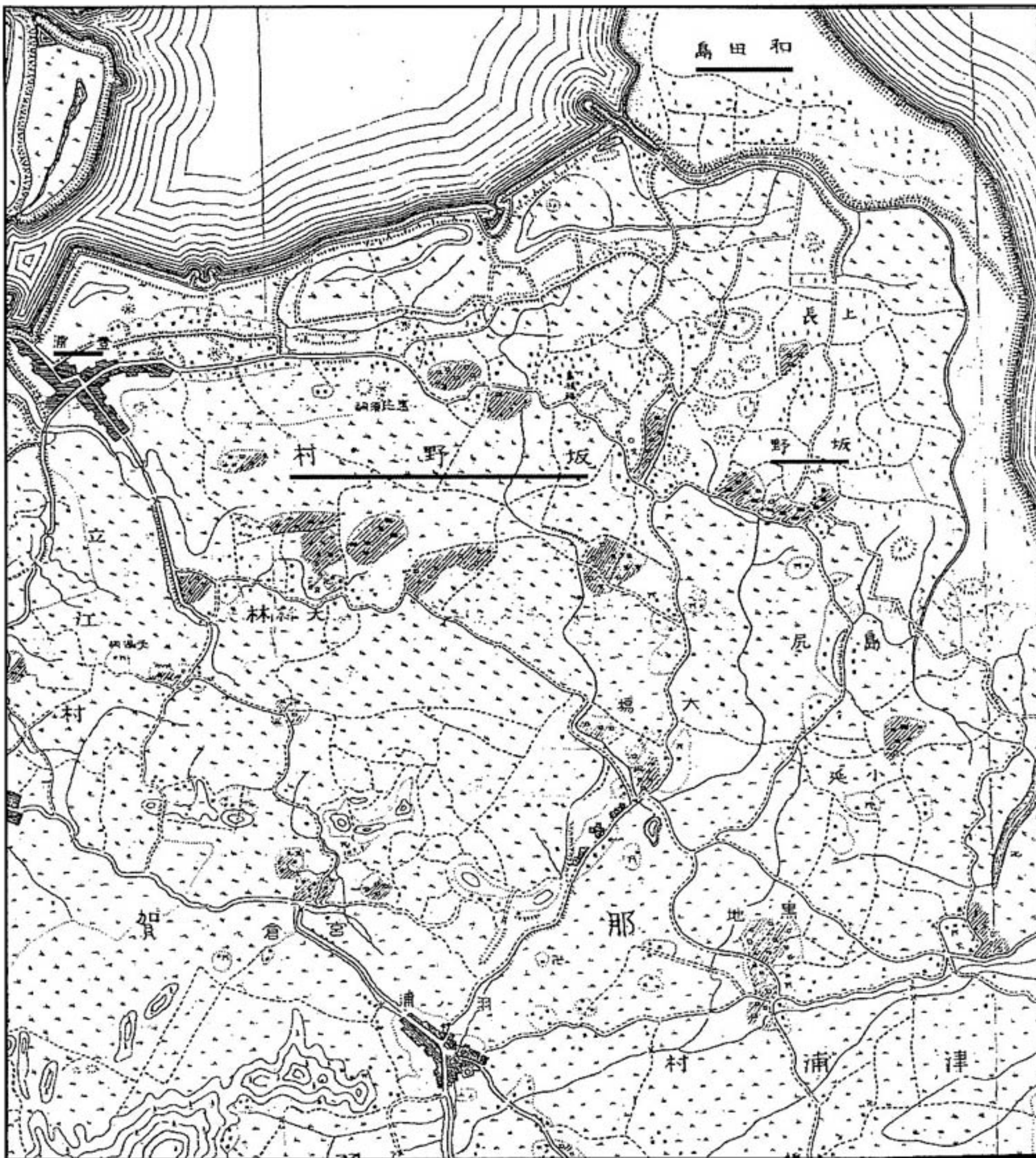
○新版イソップ物語 ニシサ 01407

日本独自のパフォーマンスである紙芝居は昭和のはじめに誕生した。「黄金バット」などの作品が子供たちの人気を集めたが、大道芸の一種である街頭紙芝居には低俗であるという批判がつきまとっていた。やがて紙芝居を宗教教育・幼児教育・学校教育・社会教育などに活用しようという教育紙芝居が登場する。西崎家文書にはこのような教育紙芝居が7点残されている。

戦争の激化とともに教育紙芝居にも軍国主義的要素が強くなり、多くの国策（軍国）紙芝居が製作され、これらは国によって全国に配布された。「親心子心」（昭和16年）もそのひとつで、困難に直面しながらも国のため家族のために尽くす銃後の人々の姿が描かれ、郵便保険が彼らの助けとなるという話である。逓信省管理局の指導の下で代表的な教育紙芝居組織である「日本教育紙芝居協会」が制作している。

敗戦とともに教育紙芝居は新たな出発をする。イソップの寓話をもとに、新しい社会の建設や幸せな生活の実現には、毎日の地道な努力が大切であることを説く「新版イソップ物語」（昭和21年）もそのひとつである。作品全体の明るいトーンが新時代の到来を感じさせる。

坂野村周辺図（陸地測量部 大正9年 「立江」より）



(アンダーラインを加えています。)

展示資料一覧			
No.	表 題	年 代	備 考
西崎家文書と坂野村若槻家			
1	那賀郡平島組村図	享保15年(1730)	ニシサ00001
2	坂野村絵図	近世後期	ナカカ00004
年貢米の納入			
3	那賀郡三番組之内間新田当秋御年貢日御請書面奉指上帳	明治4年(1871)	ニシサ00402
4	書附を以奉願上覚(年貢取立訴訟)	万延2年(1861)	ニシサ00153
5	猶以無滞廻達(年貢米の内、当置石数の件)	近世後期	ニシサ00173
坂野村八幡宮の騒動			
6	(坂野村絵図)	近世後期	ニシサ01159
7	申上覚(坂野八幡宮祭事騒動一件)	安政3年(1856)	ニシサ00275001
8	申上覚(当村氏神祭事一件)	安政3年(1856)	ニシサ00275002
9	八幡宮祭礼究書之事	安政3年(1856)	ニシサ00275003
10	呼出状	安政3年(1856)	ニシサ00275007
桑野(阿南市)の引札			
11	雑貨商(引札)	(明治期)	ニシサ01161
12	和洋薬品諸売薬化粧品学校用品類(引札)	明治40年(1907)	ニシサ01162
13	呉服御婚礼物卸小売(引札)	(明治期)	ニシサ01163
14	洋反物足袋小間物メリヤス類(引札)	大正6年(1917)	ニシサ01164
15	和洋薬品諸売薬(引札)	明治38年(1905)	ニシサ01165
村の身居解放と郡付・村付の卒			
16	申上覚(稲田家来・先規奉公人調査報告)	明治4年(1871)	ニシサ00154
17	郷住卒籍法	明治4年カ	ニシサ00231
18	仕上御請書之覚(村官改革につき役儀解放の件)	明治4年(1871)	ニシサ00090
19	申上覚(下格之者名面仕出し)	明治4年(1871)	ニシサ00686
20	申上覚(郡付卒・村付卒平民に落候者取調一件)	明治4年(1871)	ニシサ00252
文書通達にみる明治初期の地方制度の変遷			
21	今般浮浪徒(浮浪取締の件)	明治4年(1871)	ニシサ00659006
22	出張伍長之者心得(浮浪取締の件)	明治4年(1871)	ニシサ00659007
23	大里長(浮浪取締の件)	明治4年(1871)	ニシサ00659008
24	其方義御用(呼び出し状)	明治初期	ニシサ00659010
25	大坂府徴兵(御用勤度者申出の件)	明治4年カ	ニシサ00659020
26	地租改正(乙第九号の件取調要請)	明治10年(1877)	ニシサ00763028
27	地租改正(至急上記の件手配願)	明治10年(1877)	ニシサ00763029
若槻裕太郎の坂野村会決議録			
28	式拾四年度村会決議纏メ	明治24年(1891)	ニシサ00414
29	廿八年度坂野村村会決議	明治28年(1895)	ニシサ00415
30	明治廿九年度坂野村会決議	明治28年(1896)	ニシサ00412
31	三十式年度坂野村会決議	明治32年(1899)	ニシサ00413
戦中戦後の紙芝居			
32	紙芝居ラッパ貯金	昭和16年(1941)	ニシサ01045
33	紙芝居親心子心	昭和16年(1941)	ニシサ01046
34	紙芝居新版イソップ物語	昭和21年(1946)	ニシサ01047
35	紙芝居渡り鳥	昭和22年(1947)	ニシサ01048
36	紙芝居真鯉緋鯉	昭和18年(1943)	ニシサ01049
37	紙芝居母のおもかげ	戦中カ	ニシサ01050
38	紙芝居画僧月僊	昭和21年(1946)	ニシサ01051

*資料保存のため、期間中展示品が替わることがあります。

文書館の逸品展 西崎家文書
平成21年4月28日発行
編集・発行 徳島県立文書館